



現在、中国・韓国・ロシア・モンゴル・台湾などにおいて、口蹄疫や鳥インフルエンザが発生しています！

外国に行かれる場合、家畜を飼養している農場などへの立ち入りはお控えください。

必要があって、農場に立ち入ったり、家畜に触れた場合やゴルフシューズなどの土の付いた靴などをお持ちの場合は、帰国時に動物検疫所のカウンターにご相談ください。

感染ルートの早期特定のための「記録」を作成しましょう

平成23年10月1日施行の新しい飼養衛生管理基準により、口蹄疫や鳥インフルエンザなどの家畜伝染病発生時に感染ルートを早期特定するために、家畜飼養者は次のような記録を作成・保存することになっています。

- ①衛生管理区域に入場する者の情報（特に海外渡航歴など）
- ②飼養者等が海外に渡航した場合の国名や滞在期間
- ③導入した家畜の情報（導入元や導入日など）
- ④出荷・移動した家畜の情報（出荷・移動先や出荷・移動日）
- ⑤飼養している家畜に異常があった場合、その情報

○衛生管理区域への入場者の記録に関して○

人や車両の出入りに関する「氏名」「住所又は所属」「日時」「目的」について記録をします。これは飼養者と入場者のどちらがしても構いません。記入忘れや記録の紛失がないようにしましょう。

○農林水産省ホームページ
「空海港における水際検疫の強化について」
http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/quarantine_beefup.html
○動物検疫所ホームページ
「家畜の伝染性疾病の侵入を防止するために
～海外へ旅行される方へのお願い～」
<http://www.maff.go.jp/aqs/topix/mizugiwa.html>

山梨県西部家畜保健衛生所
韮崎市本町3丁目5-24
TEL:0551-22-0771
FAX:0551-22-6728
夜間・休日 :090-5564-1018
または :090-5568-0817